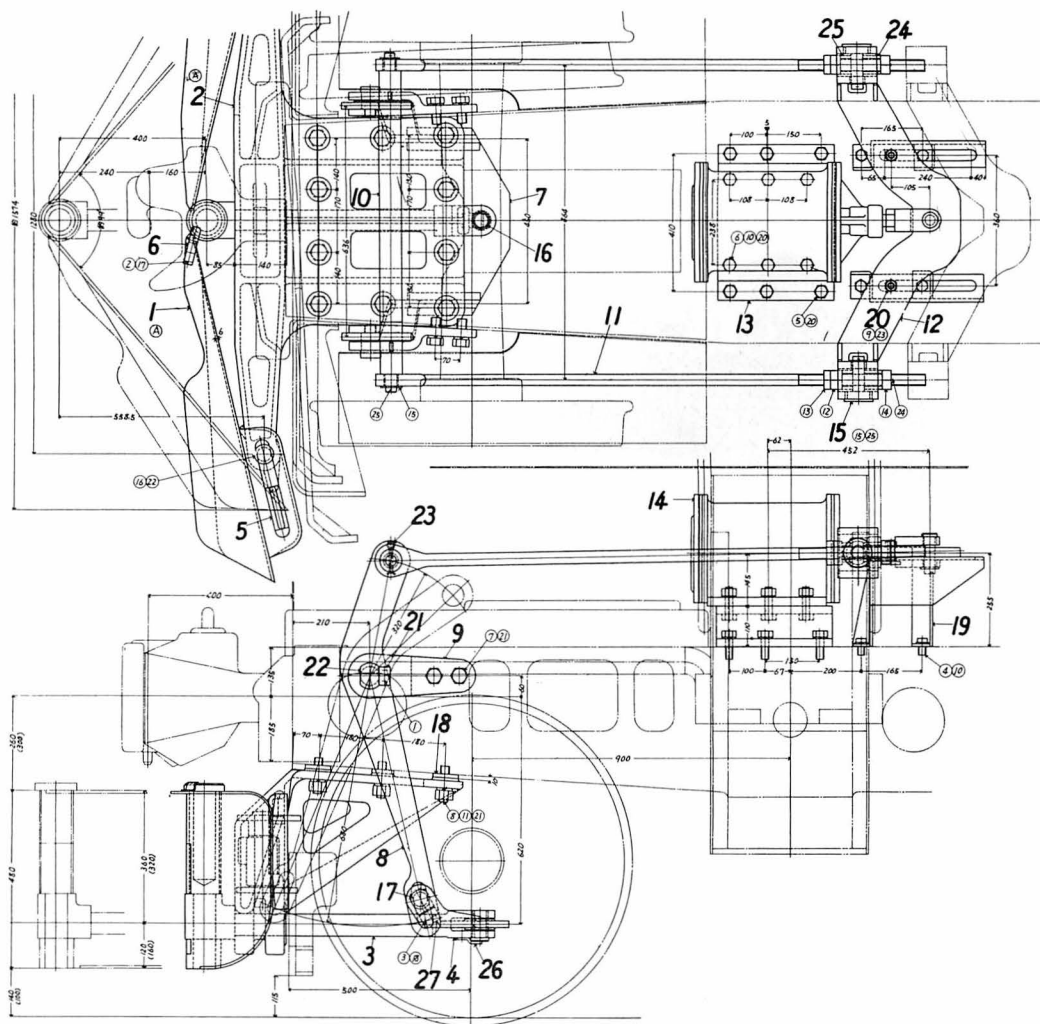


雪 か き 装 置 (EF 58形機関車)



kmは標準軌, 3,318kmは1m軌および狭軌(0.76mおよび0.60m)を合わせたものである。

1938年現在保有車両は標準軌にあっては機関車1,681両、客車4,149両、貨車45,889両、レールカー12両、狭軌にあっては機関車728両、客車959両、貨車11,995両である。

参考文献 Henry Sampson, World Railways(1954~1955)。Tothill Press Limited, Directory of Railway Official & Year Book(1954~1955)。(柄沢貞治郎)

ゆしゅつかもつうんちんわりもどし 輸出貨物運賃割戻

輸出貨物に対する運賃割もどしは、海外市場における外国商品との競争を容易にし、国際収支の改善をはかるため、国産品の価格形成の一部を占める運賃を割安にする目的をもって行う一種の政策的運賃割引であって、一定数量の出貨を条件に既取運賃の一部を運送完了後、所定の手続によって払いもどす割引である。

緑茶、みかんおよび時計等の輸出貨物に対しては、国際収支の改善をはかるため古くから運賃割引を行っていたが、昭和5・5鉄道省告示第125号輸出貨物運賃割引規則を制定して本格的に

実施したのは昭和5・5・10以降である。この制度の適用を受けた貨物は当初、生糸、絹織物、綿糸、綿織物等15品目であったが、その後発着駅品目等が逐次追加され、昭和16・7アメリカおよびイギリスの経済断交による貿易の転換期まで継続され、昭和16・9・30까지この制度は廃止された。

この制度の概要はつぎのとおりであった。

- 1 品目はこれを限定した。
- 2 割もどし率は現払のものにかぎり一律に2割とする。
- 3 トン抜および車抜にかぎる。
- 4 貨物が着駅に到着した場合は荷送人においてただちにこれを保税地域に搬入し、かつ輸出貨物運賃割もどし金請求書を提出し、これを税関に提出して日付印の押なつをうけその請求と輸出免状とにより荷送人が運賃の割もどしを受ける。

(関根昇一)

ゆせいこうじょうざい 油性向上剤 潤滑油の油性を向上するための添加剤をいう。これに属する物質は高分子量脂肪酸およびその誘導体、高分子量ケトン類、パラフィン酸化物等で、いずれも分子力によって物理的に金属面の摩擦を防ぐ作用、す